

○檜葉町環境回復委員会設置要綱

(平成 25 年 10 月 25 日訓令第 24 号)

改正 平成 26 年 11 月 1 日訓令第 39 号 平成 29 年 3 月 22 日訓令第 6 号
平成 30 年 10 月 1 日訓令第 24 号

(設置)

第 1 条 東日本大震災及び原子力災害からの復興に向け、環境回復に向けた情報を収集、精査し、効果的に線量が低減しているか等について有識者を通し分析、検証するため、檜葉町環境回復委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境回復における手法の分析、検証に関すること。
- (2) 放射線に関する調査及び研究に関すること。
- (3) その他環境回復に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 除染及び放射線に関する知識を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任できるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、町長が指名するものとし、副委員長は、委員長が指名により決定するものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(開催過程の取扱い)

第7条 会議については、原則非公開とする。

2 会議に提出した資料及び開催結果については、会議終了後公表する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、くらし安全対策課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(謝礼の額及び支給)

第10条 委員会及び委員会に関する会議等の開催に基づき、委員ごと1回あたりの謝礼を支給するものとする。

2 前項の謝礼は、予算の範囲内で支払うものとする。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成26年11月1日訓令第39号)

この訓令は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成29年3月22日訓令第6号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月1日訓令第24号)

1 この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、現に檜葉町除染検証委員会委員だった者は、引き続き環境回復委員会委員の任にあたるものとする。

3 前項における委員の任期は、檜葉町環境回復委員会設置要綱に基づくものとする。